



上牧町 まちづくり 基本条例

住みたい、住み続けたいまちの実現を目指して
～町民・議会・行政が心をひとつにして奏でるハーモニー～

平成29年度における取組状況及び評価について

第1章 総則

上牧町まちづくり基本条例が上牧町のまちづくりにおける最高規範として制定された目的、それぞれの定義を認識し、第3条に掲げる4つの基本原則に基づき、まちづくりを推進しています。

第4章 執行機関の役割と責務等

町長、執行機関、町職員それぞれがその役割と責務を自覚し、誠実かつ迅速な職務の執行に努めるとともに、公正で開かれた町政運営を行っています。

第6章 情報の共有等

第3条の基本原則である情報共有を進めるため、情報の発信・公開・収集・保護・管理を適切に行い、協働のまちづくりの推進を図っています。

第8章 広域連携等

地域課題の解決のため、町の範囲を超えて、近隣自治体や国、その他機関、民間事業者など多種多様な連携を図り、協力して取り組んでいます。

第2章 町民の権利と義務

町民のまちづくりに参画する権利と義務を定めています。その権利が行使され、協働のまちづくりを実現できるよう、参画機会の創出に努めるとともに、平成29年度に策定した総合計画においては町民の役割や責務についても示しました。

第5章 町政運営

町政運営における最上位計画となる総合計画を策定しました。総合計画を推進するにあたっては、財政状況を踏まえたうえでの進行管理を行い、説明責任を果たすとともに、いかなる状況でも組織として機能し、柔軟な対応力を持った組織編成に取り組んでいます。

第7章 参画と協働

町民のまちづくり参画においては、町民の行う自主的かつ主体的な活動の尊重、参画機会の創出は一定推進されていますが、意思確認を行う仕組みは事例がないため、確立できていません。また、住民自治を充実強化を図る取り組みとして、第35条のまちづくり協議会の設立に向け、行政ができる支援を調査研究するため、昨年度に引き続き、先進地の視察を行いました。

平成26年4月1日に施行しました、上牧町まちづくり基本条例第37条の規定に基づき、平成29年度における取組状況について、各課で事務の洗い出しと自己評価を行い、その内容を部長級職員により取りまとめましたので、最終評価として公表します。

問合せ先 政策調整課 ☎役場内線237

上牧町まちづくり基本条例 取組状況評価一覧

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

条文[PLAN]	平成29年度取組内容 [DO]	平成29年度取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主要内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
前文	検証対象外			
第1章 総則 (第1条～第4条)				
第1条 (目的)	検証対象外			
第2条 (定義)	検証対象外			
第3条 (基本原則)				
第1項第1号 (情報共有の原則)	<ul style="list-style-type: none"> ○上牧町ホームページの運営 ○広報かんまきの発行 ○町長タウンミーティングの実施 ○インターネット中継による議会のライブ配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報かんまきや町ホームページを活用し、町政の「見える化」を徹底・拡大することにより、町民との情報共有が実現できました。 ○情報共有については、YOUTUBEによる議会のライブ配信ではインターネットを活用し、また、町長タウンミーティングでは直接意見交換できる場を設けるなど、情報収集手段の多様化に対応してきました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○広報かんまき、町ホームページ、議会のインターネット中継による情報共有は継続して実施します。 ○伝える情報の性質により、情報量とわかりやすさのバランスを考えて情報発信していきます。
第1項第2号 (参画協働の原則)	<ul style="list-style-type: none"> ○総合防災訓練の実施 ○計画等策定時における町民・議員の参画 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合防災訓練では災害発生時における役場と各自治会の情報伝達訓練や住民参加による避難訓練や体験学習を行いました。 ○各種計画の策定にあたり、公募住民を委員に登用した審議会等の設置やパブリックコメントの実施により、町民の声を内容に反映することができました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や関係機関と連携を図りながら、様々な取り組みにおいて、住民参画の機会を積極的に確保できるよう努めていきます。
第1項第3号 (職務誠実遂行並びに説明責任の原則)	<ul style="list-style-type: none"> ○議事録の公表 ○パブリックコメントの回答公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○議事録の公表、パブリックコメント（7つの条例・計画等に対し12件の意見）の回答公表により、積極的な情報共有に努めました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○議事録の公表については一部遅れていたり、公表できていないものもありますので、町ホームページ上での議事録の速やかな公表を徹底し、説明責任を果たしていきます。
第1項第4号 (PDCAサイクル確立の原則)	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期財政計画との連携による総合計画の進捗管理 ○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会による検証の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次総合計画（前期5カ年）の事業内容を網羅した中長期財政計画を策定しました。 ○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた取り組みの適切な実施を推進するため、町民、議員、外部有識者等による検証委員会を設置し、PDCAサイクルを機能させながら進行管理を行いました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○効果検証は着実に進められていますが、実施方法等で改善の余地があります。今後さらにPDCAサイクルの精度を高めていけるよう工夫しながら取り組んでいきます。
第4条 (最高規範性)				
第1項 (最高規範)	<ul style="list-style-type: none"> ○条例、規則等の制定・改廃及び運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○条例等の制定においては、上牧町まちづくり基本条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図りました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も関係法令と照合しながら、上牧町まちづくり基本条例を最高規範とした条例等の制定・改廃に努めます。
第2項 (基本的な体系化と制度の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ○上牧町第5次総合計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○最上位計画である「総合計画」については、PDCAサイクルによる進行管理体制の確立や「協働の考え方」の項目設定など、上牧町まちづくり基本条例の趣旨に照らして策定できました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○総合計画の見直し、次期計画の策定においても、最高規範である上牧町まちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重したものにします。
第2章 町民の権利と義務 (第5条～第7条)				
第5条 (まちづくり参画の権利)				
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種計画等の策定に係るパブリックコメントの実施 ○各種計画等の策定に係る町民等へのアンケート調査の実施 ○上牧町学校地域パートナーシップ事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種計画等の策定にあたり、町民等へのアンケート調査、パブリックコメントの実施、また、審議会等の委員については公募を基本とした町民選任など、まちづくり参画の機会について積極的に確保できました。 ○上牧町学校地域パートナーシップ事業の実施にあたっては、学校支援ボランティア及び各学校のコーディネーターを中心に取り組み、学校教育の充実と活性化を図りました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり参画の機会を確保するため、今後も継続して取り組みます。 ○より多くの意見を反映できるよう、委員会等への住民参画比率や意見収集の方法、事業への反映についてはさらなる工夫も行います。 ○学校・地域のニーズに対応した事業を展開していくため、今後も引き続き、町民のかたに積極的にボランティア活動に参画していただけるよう取り組みます。
第6条 (未成年のまちづくり参画の権利)	<ul style="list-style-type: none"> ○奈良県立大学との包括連携協定に基づくまちづくりへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> ○奈良県立大学の学生（未成年含む）にまきっ子塾の支援員やペガサスフェスタへの出展、起業・創業ワークショップを通じてまちづくりに参画していただきました。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も未成年の町民の参画機会を確保していくとともに、特に学生が計画等の策定に参画できるよう、会議等の開催日時の設定などについて工夫していきます。
第7条 (まちづくり参画における町民の責務)	<ul style="list-style-type: none"> ○総合計画における「協働の考え方」の項目設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民の担うべき役割を明確に示し、協働によるまちづくりのさらなる推進を目指すものにできました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○町民の役割や責務について、理解を深めていただくための十分な説明をしていきます。

上牧町まちづくり基本条例 取組状況評価一覧

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

条文[PLAN]	平成29年度取組内容 [DO]	平成29年度取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主要内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第3章 議会の議員の役割と責務等 (第8条～第10条)				
第8条 (議会の役割と責務)				
第1項 (議会の責務)				
第2項 (情報提供、会議の公開により住民と情報共有)				
第3項 (説明責任)				
第4項 (住民の声を政策に反映)				
第5項 (政策提案と立法活動)				
第6項 (執行機関の町政運営を調査、監視し、結果を公表)				
第9条 (議会の権限)				
第1項 (議会の権限)				
第2項 (条例の改廃、決算の認定等)				
第10条 (議員の役割と責務)				
第1項 (議会の責務)				
第2項 (説明責任、政策提案)				
第3項 (行政活動の監視と点検、行政の改善促進)				
第4項 (調査研究、政策立案、審議能力の向上)				
第4章 執行機関の役割と責務等 (第11条～第15条)				
第11条 (町長の責務)				
第1項 (まちづくりの基本理念を実現するよう、公正で透明で開かれた町政運営)	○町長タウンミーティングを実施	○町長タウンミーティングにおいて、町政運営の現状について、町内全地区で説明させていただき、今後の方向性、町長の考え方について示すことができました。	A	○町長タウンミーティングについては、情報が行き届くよう、広報・町ホームページ等による周知の強化に努めながら、町民の皆さまが参加しやすい場所や開催時期について、検討していきます。
第2項 (町政運営の目標、方針を明示し結果を公表)	○施政方針及び決算報告の広報掲載 ○予算・決算報告・財務状況・中長期財政計画・財務書類の公表	○町政運営の公正性、透明性を担保するため、「広報かんまき」や町ホームページを通じて町政運営の目標・方針を示し、達成状況について公表しました。	A	○町政運営における目標、方針の明示、結果について、今後も引き続き広報・町ホームページ等で継続していきます。
第12条 (職員採用等)				
第1項 (公募を原則とし応募状況、採用結果を公表)	○職員採用に関する応募状況及び採用結果の公表 ○原則公募による職員の採用	○よりよい行政サービスの提供のため、臨時職員を含む職員の採用については原則公募で実施するとともに、その透明性を確保するため、採用情報も概ね公表しています。	A	○引き続き、職員採用に案ずる情報公開に取り組むとともに、臨時職員の採用結果についても、公表に向けての検討をしていきます。
第2項 (職員の養成)	○上牧町または広域が主体となる各種研修の実施 ○奈良県市町村職員研修センター主催の各種研修への参加	○庁内研修の実施、また各種研修への参加により、職員としての資質と能力の向上に努めました。	A	○職員においては、今後も積極的に研修に参加し、能力の向上に努めるとともに、研修の実施にあたっては、内容を見直しながら適切な人材育成を図ります。
第13条 (執行機関の責務)				
第1項 (執行機関の責務)	○人事評価制度の実施 ○「生活保護相談業務」のマニュアルの作成	○執行機関の責務として、人事評価制度の実施により、公正で誠実かつ迅速に職務を執行できる人材育成に努めています。 ○マニュアルの作成をはじめ、各行政事務において、執行機関としての公正かつ迅速な職務の遂行に努めています。	A	○今後も引き続き、人材育成を含む全ての事務事業において、公正で誠実かつ迅速に職務を遂行し、執行機関の責務を果たしていきます。
第2項 (町民の参画機会の保障)	○各種計画等の策定に係る審議会等への町民委員の選任 ○結婚支援事業 (マリッジサポーターの登録・育成)	○各種計画等の策定にあたっては住民代表を委員に選任し、まちづくり参画機会の保障に取り組みました。 ○マリッジサポーターの育成については、関心のあるかたに参画していただけるよう、フォローアップ研修や養成講座の受講によりスキルの向上に努めています。	A	○引き続き、まちづくり参画機会の確保に努めるとともに、人材の育成サポートなど、まちづくりに参画しやすくなる、また参画したくなるような工夫をしていきます。

上牧町まちづくり基本条例 取組状況評価一覧

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

条文[PLAN]	平成29年度取組内容 [DO]	平成29年度取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主要内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第14条 (町職員の責務)				
第1項 (町職員の職務専念)	○全ての行政事務における職務専念 ○町職員の窓口接遇の改善	○町職員として、常に町民全体の奉仕者であることを自覚し、町民の利益のため、公正で誠実かつ効果的な職務の実施を心がけました。 ○窓口接遇に対する住民満足度の向上を目的として、窓口接遇研修を実施することにより、窓口接遇の技能の向上にも取り組みました。	A	○今後も引き続き、全体の奉仕者として公共の利益のため職務に専念し、必要な知識・技能の習得に努めます。
第2項 (職務に必要な知識技能の向上)	○人事評価制度の実施 ○各種研修の実施・参加	○平成28年度に導入した人事評価制度の実施、また各種研修の実施・参加を通じて、職務に必要な知識、技能の向上を図り、職員の公正で誠実かつ効果的に職務に専念につなげることができたと考えます。	A	○人材育成の観点から、引き続き人事評価制度を実施していきます。 ○研修については、今後も積極的な参加に努めるとともに、全ての職員が必要な研修に参加できるよう、事務分担の調整、研修内容の情報共有を図ります。
第15条 (法令の遵守等)				
第1項 (法令遵守)	○全ての行政事務における法令の遵守	○条例の改正等を含め、全ての事務において、法令等に対応し遵守しています。	A	○今後も引き続き、全ての事務において法令を遵守します。
第2項 (必要な措置を別途定める)	○各種研修の実施 ○セキュリティ基盤の強化	○公益通報制度を定めるところまでは至っていませんが、各種研修等の実施により法令遵守の意識啓発につながったと考えます。 ○内部監査の実施によりセキュリティ基盤を強化できたと考えます。	A	○今後も引き続き、内部監査によるセキュリティ基盤の強化に努めます。 ○公益通報制度の整備については、事例を研究し、町の実情に沿った制度の導入について検討を進めていきます。
第5章 町政運営 (第16条～第26条)				
第16条 (組織の編成)				
第1項 (最小の経費で最大の効果をあげる組織づくり)	—	平成29年度における行政組織の改編はありませんでした。		○今後も引き続き、社会情勢の変化や町民ニーズに対応し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織づくりに取り組みます。
第2項 (職員の適切な任用及び効果的な人員配置)	○専門職職員の採用	○専門職を任用することで、適材適所を図り、事務を効率化することができました。	A	○今後も引き続き、適材適所に職員を配置していきます。
第3項 (縦割り行政の弊害をなくすための相互連携)	○部長会、担当課主催の会議等の開催	○部長会については月に一度、その他事務の特性、内容に合わせた部局横断的な連携会議 (バリアフリー、マイナンバー等) を適宜実施しました。 ○若手職員のスキルアップを目的とした研修会議が自主的に行われており、専門的知識を共有することにより、参加職員の資質の向上につながったと考えます。	B	○今後も引き続き、部長会や担当課主催での会議等において横断的な組織を編成し、各種内容を検討していきます。 ○課題の解決に取り組むため、組織の枠組みに囚われることなく、活発に意見交換できるような体制構築を図ります。
第17条 (危機管理)				
第1項 (危機管理体制の確立)	○総合防災訓練の実施 ○業務継続計画の策定 (策定中) ○学校における危機管理マニュアルの策定	○総合防災訓練の実施を通じて、参加者の自助・共助の理解を深めることができました。 ○地震・台風等の災害に関する危機管理マニュアルを作成し、内部で共有しています。	A	○今後も引き続き、防災訓練の充実などを通じて、危機管理体制の強化を図っていきます。
第2項 (自主防災組織の向上のための町民活動支援)	○自主防災組織の設立支援 ○災害時の応援協定の締結 ○上牧町自治連合会運営事業補助金事業の実施	○自主防災組織の設立支援や災害時の応援協定の締結、自治連合会による地域活動の支援により、安全・安心なまちづくりを推進できました。	A	○今後も引き続き、地域活動の支援や協定締結等による応援体制の強化を通じて危機管理体制の強化を図っていきます。
第18条 (総合計画等の策定)				
第1項 (総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定)	○上牧町第5次総合計画の策定	○数多くの町民意見が反映された、町民との協働による総合計画が策定できたことにより、総合的かつ計画的な町政運営の指針ができました。	A	○策定した総合計画については、PDCAサイクルをより機能させられるよう改善を図りながら、評価、見直し等を行い、適切な進捗管理を行います。
第2項 (総合計画及び都市計画マスタープラン等の策定に町民参画)	—	平成29年度においては、次期総合計画の策定に着手していないため、町民参画はまだありません。また、都市計画マスタープランについても、平成29年度の策定はありません。		○今後、総合計画の見直し、評価に際しての町民参画機会の確保について検討していきます。
第19条 (説明責任)				
	○町長タウンミーティングにおける財政計画等の説明 ○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証結果の公表 ○税に関する情報発信及び説明 ○マイナンバーに関する情報発信	○「広報かんまき」や町ホームページ等の媒体や窓口において情報発信を行いました。 ○財政計画については、町長タウンミーティングにより、直接意見交換できる場を設け、説明することができました。	A	○今後も説明責任の重要性を認識し、町民への分かりやすい説明を心がけます。 ○理解を得られるまで説明を果たしていくためには、双方向のコミュニケーションツールが必要とされるほか、町の取り組みを浸透させるには情報の拡散も求められます。

上牧町まちづくり基本条例 取組状況評価一覧

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

条文[PLAN]	平成29年度取組内容 [DO]	平成29年度取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主要内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第20条 (応答責任)				
第1項 (応答責任)	○自治会要望の記録	○自治会要望については、職員による迅速な対応や予算への反映なども含め、可能な限り対応しています。	B	○今後も、自治会や町民からの要望には、可能な限り対応していきます。
第2項 (条例の制定)	—	職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定や公益通報制度の導入等については実施には至っておりません。	C	○定期的な公表に向けての条例の制定、制度の導入には、今後慎重に検討していきます。
第21条 (財政運営及び制度の整備)				
第1項 (総合計画実施のため中期及び長期財政計画を定め健全な財政運営)	○中長期財政計画の見直し	○平成29年度から上牧町第5次総合計画の基本計画に定めた施策の展開方向については、財政状況を踏まえて実施していくこととするため、中長期財政計画において進捗管理を行うこととしました。	A	○中長期財政計画については、今後も引き続き、総合計画と連携し、見直しにおいてはPDCAサイクルを機能させ、財源を効率的かつ効果的に充てられるよう努めます。
第2項 (財政計画の住民公表)	○町長タウンミーティングを実施 ○中長期財政計画の公表	○財政計画については、町長タウンミーティングでの報告や町ホームページでの公表を通じて、町民に分かりやすく示すことができました。	A	○今後も町民にとって分かりやすい財政計画の公表に努めます。
第22条 (予算編成、執行及び決算)				
第1項 (予算編成の過程も含め予算について公表)	○町ホームページ等による当初予算概要の公表	○予算について、編成過程を含め、町の主な施策を町民が具体的に把握できるよう、わかりやすい公表に努めました。	A	○今後も町民にとって分かりやすい当初予算概要の公表に努めます。
第2項 (予算の執行計画を策定し公表)	○町ホームページによる予算執行状況の公表	○町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう、予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすい公表に努めました。	A	○今後も町民にとって分かりやすい予算執行状況の公表に努めます。
第3項 (決算内容の公表)	○広報かんまき及び町ホームページによる決算成果に関する報告書の公表	○町民が決算内容を把握し、理解できるようわかりやすい公表に努めました。	A	○今後も町民にとって分かりやすい決算内容の公表に努めます。
第23条 (財産管理)				
	○固定資産台帳の整備	○財務書類の作成にあたり、固定資産台帳の更新について説明会を行い、町の保有する財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めることができていると考えます。	A	○引き続き、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めます。
第24条 (財産状況の公表)				
	○施政方針及び決算報告の広報掲載 ○町長タウンミーティングの実施	○財政状況について、条例の定めに基づき、毎年6月、12月に公表しました。また、公表にあたっては、健全化判断比率等の指標にあわせて、町民に分かりやすく示すよう努めました。 ○町内全地区において、町長タウンミーティングを実施し、町政運営の現状について説明させていただき、今後の方向性についてもお示しすることができました。	A	○財政状況については、今後も引き続きわかりやすく丁寧な公表に努めます。
第25条 (行政評価)				
	○上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略における検証結果の公表 ○中長期財政計画の見直し ○上牧町教育委員会点検・評価報告書の作成 ○各種計画等の検証	○行政評価を行うことにより、現状把握を適正に行うことができました。 ○現状把握を適正に行うことによって、今後の方向性についても、評価に基づいて設定することができました。	B	○今後も引き続き、行政評価を実施していくとともに、全ての計画について評価、公表できるよう改善を図ります。
第26条 (個別外部監査)				
第1項 (必要に応じ外部機関等に監査を実施させることができる)	—	平成29年度における個別監査請求はありませんでした。		○今後必要に応じて実施及び対応について検討します。
第2項 (外部機関等による監査の実施の請求)	—			
第3項 (請求時の外部監査の実施等)	—			

上牧町まちづくり基本条例 取組状況評価一覧

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

条文[PLAN]	平成29年度取組内容 [DO]	平成29年度取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主な内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第6章 情報の共有等 (第27条～第31条)				
第27条 (情報の公開及び提供)				
第1項 (情報公開による町民の知る権利を保障)	○上牧町情報公開条例に基づく情報公開	○各行政事務において、情報を公開し、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関する情報を速やかに公表することができました。	A	○今後も町政に関する関心を高められるような情報提供の方法を検討していきます。
第2項 (町政に関する情報提供)	○課税業務における公開可能な情報の台帳化 ○納税者に関わる事項についての情報提供 ○公文書開示請求等による適切な情報の公開 ○介護支援専門員による認定情報の請求 ○上牧町議会の役割及び構成についての説明 ○上牧町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針及び実績の公表 ○保育所や学童保育についての募集案内、児童手当等の手続きの案内、マリッジサポーターの活動等の情報提供 ○マイナンバーのコンビニ交付及び休日交付に関する周知 ○水道事業における経営状況の公表	○町民のまちづくりへの参画・協働を推進するため、「広報かんまき」や町ホームページ、窓口等において、町政に関する情報提供に努めました。	A	○今後も住民サービスの向上と町民との協働によるよりよいまちづくりを目指すため、町政に関する情報提供に努めます。
第28条 (情報共有の推進)	○町長タウンミーティングの実施 ○会議の傍聴 ○「広報かんまき」、町ホームページ等による町政情報の発信	○町からの積極的な情報発信を心がけ、協働のまちづくりに必要な情報共有を図りました。	A	○町民との協働によるまちづくりを推進するため、今後も引き続き、多くの町民との情報共有に努めるとともに、情報発信のさらなる充実、改善に努めます。
第29条 (情報の収集及び管理)				
第1項 (町政運営に必要な情報の収集)	○インターネットを活用した事例等の情報収集 ○県及び市町村との連携による情報収集 ○各種研修への参加による意見交換等での情報収集 ○避難行動要支援者の情報収集 ○児童・生徒の学力の情報収集 ○旧北葛6市町における水道事業の情報交換 ○滞納者等の財産調査 ○耐震及び改修補助事業に係る他自治体からの情報収集 ○近隣市町村との事務担当者会議の開催 ○文化教室参加者へのアンケート調査の実施	○各行政事務において、必要な情報の収集に努めています。	A	○今後も、よりよいまちづくりの推進に向けて情報の収集に取り組むとともに、行政サービスの提供に係る財源の確保など、官民間わずより広い視野で情報収集できるよう努めます。
第2項 (情報の適正な管理及び保存)	○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理 ○上牧町役場文書管理規程に基づく文書管理 ○避難行動要支援者情報の管理	○情報セキュリティポリシーに基づく情報の管理、保存に努めました。 ○上牧町役場文書管理規程に基づく適切な文書の管理、保存に努めました。	A	○今後も引き続き、文書、情報の適切な管理、保存に努めます。
第30条 (個人情報の保護)	○全ての行政事務における上牧町個人情報保護条例の遵守 ○セキュリティワイヤーによる情報盗難防止 ○施錠できるロッカーでの個人情報の管理 ○情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の実施	○上牧町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取扱いには日頃から細心の注意を払い、適切に取り扱っています。 ○環境面の整備も進められてきていますが、個人情報の管理について職員間で声を掛け合うなど、意識の向上にもつながっています。	A	○今後も引き続き、個人情報の保護、適切な取扱いを徹底していきます。

上牧町まちづくり基本条例 取組状況評価一覧

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

条文[PLAN]	平成29年度取組内容 [DO]	平成29年度取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
(項目) 条・項・号 主要内容	主な取組・事務等	取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第31条 (選挙公報等)				
第1項 (町長及び町議会議員の立候補者は選挙にあたり公約を示す)	—	平成29年度においては選挙がなかったため、選挙公報の発行等該当する取組みはありません。	/	○今後も町長選挙及び町議会議員選挙に際しては、選挙公報を発行し、立候補者が掲げる公約など、町政に関する考えについて、町民が把握できつ用努めます。
第2項 (選挙公報の発行)	—			
第3項 (選挙公報の発行に関する事項は別途定める)	—			
第7章 参画と協働(第32条～第35条)				
第32条 (まちづくり参画における町の責務)	○上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業の実施 ○町民主体で実施されるペガサスホールイベントの支援 ○結婚支援事業 (マリッジサポーターの登録・育成)	○補助金交付により、町民が自主的に取り組むまちづくり参画活動を支援することができました。 ○町民の参画により、地域の課題である結婚支援や町の活性化について町民と協働して取り組むことができました。	A	○今後も引き続き、町民との協働によるまちづくりを推進するため、町民が自主的かつ主体的に取り組むまちづくりに参画する諸活動に対して支援を行います。
第33条(審議会等)				
第1項 (審議会委員等に原則町民からの公募)	○各種計画等の策定に係る審議会、協議会等における公募町民委員の選任	○上牧町バリアフリー基本構想など、平成29年度に策定した各種計画等の策定にあたっては、公募町民委員を含めた審議会・協議会等を設置のうえ取り組みました。	A	○公募町民における属性の偏りを解消するため、年齢・性別ごとの定数を設けて募集を行うことができないか検討していきます。
第2項 (審議会等の会議及び議事録の公開)	○各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の議事録の公開	○会議の公開については、条例に基づき、適切に公開できています。 ○審議会・協議会等の議事録の公表については、一部できていないものもあります。	B	○会議の公開については、今後も継続していきます。 ○議事録の公表については、可能な限り速やかに公表できるよう改善に努めます。
第3項 (審議会等の会議の開催日時及び場所等の周知)	○各種計画等の策定に係る審議会、協議会等の開催周知	○審議会等の会議の開催については、条例に基づき、町ホームページ等により概ね周知できていますが、一部できていないものもあります。	B	○会議の開催の周知については、今後徹底するとともに、適切な時期の周知を心がけ、傍聴していただきやすくしていきます。
第34条 (住民投票)				
第1項	—	平成29年度においては、住民投票の請求がありませんでした。	/	○住民投票については、請求があった場合に適宜対応していくこととしております。
第2項	—			
第3項	—			
第4項	—			
第35条 (まちづくり協議会)				
第1項	—	平成29年度におけるまちづくり協議会の設立はありません。	/	○今後は上牧町と発展の経緯や地域性が似ていて、まちづくり協議会が機能している自治体の視察を行うとともに、平成30年度に実施する検証委員会において、まちづくり協議会の設立に向けた住民意思の確認を行ったうえで、目的、利点等の説明をできるよう情報収集します。
第2項	—			
第3項	○まちづくり協議会先進地視察	○自治会長と行政職員で長野県飯田市を視察し、まちづくり協議会の設立、取組内容、課題等について意見交換を行うことができました。	B	
第4項	—	平成29年度におけるまちづくり協議会の設立はありません。	/	
第5項	—			

上牧町まちづくり基本条例 取組状況評価一覧

[達成度] A「概ね達成している」 B「取り組んではいるが、改善の余地がある」 C「できていない」

条文[PLAN] (項目) 条・項・号 主要内容	平成29年度取組内容 [DO] 主な取組・事務等	平成29年度取組評価[CHECK]		今後の方針[ACTION]
		取組の成果・課題	達成度	取組方針・改善策等
第8章 広域連携等 (第36条)				
第36条 (広域連携)	<ul style="list-style-type: none"> ○すむ・奈良・ほっかつ！～移住プロジェクト～ ○奈良県立大学との包括連携協定に関する取り組み ○南都銀行との包括連携協定の締結 ○7市町村による奈良県市町村税納税コールセンターの運営 ○西和7町障害者等支援協議会の運営 ○システム調達の共同化 ○災害時における連携協定 ○静香苑環境施設組合の運営 ○葛城地区清掃事務組合の運営 ○山辺・県北西部広域環境衛生組合の運営 ○上牧町地域農業再生協議会の開催 ○西和地区水道事業職員連絡協議会への参加 ○通級指導教室（ペガサス教室）の開催 ○病児・病後児保育事業 ○奈良県・北葛城郡町村、王寺周辺広域市町村圏議会議長会への参加 ○横断検索ネットワークによる図書資料の取り寄せ及び貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題の解決に向けて、行政間及び教育機関、民間事業者等との広域連携や相互協力により、様々な分野において連携を図っています。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化が進行するなか、ひとつの自治体だけで全ての課題を解決できる時代ではなくなっています。各分野における課題解決のほか、財政運営においてもより効率化していけるよう、今後も広域連携、事業の共同化、組合の設立等を推進していきます。
第9章 条例の見直し等 (第37条～第39条)				
第37条 (取り組み状況の評価)	上牧町まちづくり基本条例における取組の成果及び評価の公表	<ul style="list-style-type: none"> ○未実施も含めた取り組み状況及び今後の方針を公表することにより、協働のまちづくりの進行状況について共有することができたと考えています。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も、取組状況についての自己評価を公表し、町民との共通認識を図ることにより、協働のまちづくりを推進できるよう、より明確でわかりやすい評価、公表を行います。
第38条 (条例の見直し)				
第1項	—	<p>平成30年度が条例制定後5年目にあたることから、条例に基づく検討を実施するため、検証委員会設置条例を制定し取り組む予定です。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○検証委員会において、これまでの運用状況を検証し、条例の見直しの必要性等について検討していきます。
第2項	—			
第39条 (条例の改正)	—	<p>平成30年度に実施する検証委員会において検討します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○検証委員会において、これまでの運用状況を検証し、条例の見直しの必要性等について検討していきます。